

## 第6回府中市学校施設老朽化対策推進協議会の開催結果

- 1 日 時 平成30年5月10日(水)午後2時～午後4時45分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員 11名(五十音順)  
宇都宮聡委員、金子崇裕委員、河井文委員、柴崎金勝委員、  
志水清隆委員、田中友章委員、田辺昭委員、内藤治委員、  
長谷川紀子委員、松本幸次委員、村越ひろみ委員
- 4 欠席委員 3名  
佐伯義夫委員、田中英樹委員、森岡耕平委員
- 5 出席職員 事務局(学校施設課)  
関根部長、山田課長、田村統括指導主事、遠藤主査、  
七里主任、川原事務職員
- 6 傍 聴 者 1名
- 7 内 容 (I)議題  
ア 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フローについて  
イ 校務センター整備方針の考え方について  
ウ 諸室整備方針(案)について(その他諸室・特別支援教育関係  
諸室・共用部)  
エ 特別教室の整備方針及び校舎内の配置方針(案)について  
オ その他
- 8 配布資料 資料28 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー  
資料29 校務センター整備方針の考え方  
資料30 諸室整備方針(案)について(その他諸室・特別支  
援教育関係諸室・共用部)  
資料31 特別教室の整備方針及び校舎内の配置方針(案)に  
ついて  
資料20(改訂版)各教室・各部屋の整備方針(案)

## 会議録

事務局 皆さんこんにちは。定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただ今から「第6回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催いたします。それでは会長よろしくお願いたします。

会長 皆さんこんにちは。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それではただ今から「第6回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催させていただきます。なお本日の会議ですが、議題の内容が多岐に渡っておりますが、概ね2時間半程度を目途に進めていきたいと思っておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局に確認しますが、本日の傍聴の申出の状況はいかがでしょうか。

事務局 本日の傍聴希望者は1名でございます。

会長 それでは皆さんにお諮りいたしますが、傍聴の申し出がございますが許可することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議はないとのことですので、傍聴者を会議室の中にご案内してください。それでは次に、委員の皆さんの出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日、佐伯委員、森岡委員の2名から事前に欠席とのご連絡をいただいております。また、河井委員と田中委員については、こちらに向かっている状況だと思っておりますので、会議を進めたいと思っております。なお、現時点で10名の出席がございます、出席委員数は過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

会長 ありがとうございます。

次に、前回議事録の確定をしたいと思っております。既に委員の皆さんには事前に送付してありますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

事務局 委員の方から、修正等のご連絡はありませんでしたが、事務局で誤字等の修正がありましたので、確定版として、改めて皆さんの机に議事録を置かせていただいております。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日、前回議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホー

ムページ等で公開することとします。

なお、配布された議事録のうち、黄色く着色している部分は、委員個人を特定する表記が含まれていますので、公開時には削除いたします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日は、会議次第のほか、後程ご審議いただく議題に関わる資料として、事前に5点の資料を送付させていただいております。その資料ですが、改めて本日皆さんの机の上に置かせていただいております。

資料28 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー

資料29 校務センター整備方針の考え方

資料30 諸室整備方針（案）について

（その他諸室・特別支援教育関係諸室・共用部）

資料31 特別教室の整備方針及び校舎内の配置方針（案）について

資料20 改訂版 各教室・各部屋の整備方針（案） でございます。

なお、資料については、郵送又は電子メールで事前送付しておりますが、本日は皆さんの机の上に置かせていただいております。

これらの資料につきまして、不足等はございませんでしょうか。

よろしければ本日の資料につきましては、以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。

はじめに、議題1の「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

恐れ入りますが、資料28「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」をご覧ください。

この資料では、全9回の協議会のスケジュールと、本日議論いただきたい内容を示しております。

全体的なスケジュールについては、前回まで提示していたものから大きな変更はありませんが、第8回目以降の日程については、本日の最後に調整をさせていただき予定であります。

す。

それでは、本日の内容を説明する前に、前回までの議論を振り返らせていただきます。

上段の視点(1)防災、地域連携、教育施策などの重要な課題に対し、第1回から3回までで、全学校共通の学校施設の整備方針の論点を整理し、各諸室等の標準的な仕様を定めるため、学校施設整備方針を作成することといたしました。第4回では、各教室・各部屋に対して、それぞれの大きさやつくり、避難所や地域開放に必要なものについて、また、ゾーニングに対して、各諸室を教育環境や地域開放面での日常的な使いやすさや、災害時の利用を想定し、具体的なご意見を頂戴しました。

そして、前回の第5回では、これからの府中市が目指すべき学校施設像を示させていただき、それを達成するための全体整備方針について審議するとともに、その全体整備方針を、各教室・各部屋に落とし込みを行うため、普通教室や管理諸室などの整備方針や、標準仕様について審議を行いました。

本日は赤枠で囲んだ、第6回の部分となります。まず、全体整備方針について、前回の委員の皆さんのご意見を踏まえ、修正を行いましたので、前回から引き続き、次第3の中で審議をまいります。

また、これまでの学校開放や避難所としての役割を踏まえ、校舎内の配置方針について、次第4の中で審議をまいります。

加えて、前回から引き続き、諸室整備方針として、特別教室、その他諸室、特別支援教育関係諸室、共用部の整備方針について、次第3と次第4の中で議論をまいります。

第7回目以降は、引き続き、この諸室の整備方針について、体育館や校庭等を議題とさせていただくとともに、校地全体の配置方針についてもご議論いただく予定としております。

次に、中段、視点(2)個別課題でございますが、これまでの協議会で、委員の皆さんからもご意見をいただきましたとおり、学校ごとに、改築時期や校地面積、児童生徒数、立地条件等が異なり、それぞれの学校で、個別に課題を抱えています。

そこで、視点2では、次回以降の協議会において、学校毎の個別条件の整理を行いたいと考えています。

次に視点(3)の共通課題として、省エネなどの環境対策、備品などの整備について、技術的な対応によるものも含んでおりますので、次回以降で市の対応を整理し、協議会には報告という形で資料提供させていただきたいと考えています。

最後に、平成30年度に、早期改築着手校である八小、一中では、ワークショップやアンケートを実施するなど、基本構想の作成を進めていきますが、6月に小・中学校全校で一部の児童・生徒と保護者に向けて新しい学校づくりに関するアンケートを実施する予定でお

りますので、次回、その内容についても、ご紹介したいと考えております。

その後、第8回で整備方針や整備基準をまとめ、計画素案の骨子をお示しするとともに、第9回で計画素案を議論いただき、後日、修正した計画素案を答申として提出いただきたいと思いますと考えています。

説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。

今、事務局の方から「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」として、本日の審議テーマと今後のスケジュールについて、ご説明をいただきました。

今日は前回に引き続いて全体整備方針の確認と、諸室整備方針の前回やらなかった部分を中心に議論するということとなります。これらの事項について何かご質問等ありますでしょうか。

委員 一点だけ、八小と一中についてワークショップをやられて、利用者の方々の意見を吸い上げられる予定になっていると思いますが、その時期とは。

事務局 6月に全校のアンケートを実施しまして、夏休みを過ぎた後の時期に、夏頃を中心にワークショップについては実施していく方向性で学校とこれから協議していきたいと思っております。

委員 そうすると、第5回辺りにワークショップと読んでしまったのですが、そういうことではないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 ワークショップについて、前回その概要や考え方を説明させていただいたので、こちらの方に記載しておりまして、実施の時期とは、ずれております。

委員 それを踏まえて答申とは関係ないところでワークショップをやるというわけですね。

事務局 そうです。この協議会とはまた別の動きの中で進めさせていただきます。

会長 すでにこちらの協議会でも早期着手校の位置付けについてはご確認をいただいておりますので、そちらの方の取組はこの協議会の審議内容と切り離して市の方で進めていただいて、されど関係のあることですので逐次、必要な事項についてはご報告いただくということでもよろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

それでは、ないようですので議題1は確認的な事項が中心ですので、ここまでとさせていただきます。

次に、議題2の「校務センター整備方針の考え方について」でございます。では、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

はじめに、前回、管理諸室の整備方針の中で、職員室と事務室を一体化する、校務センターの導入について、提案をさせていただきました。

このことについて、校長室と事務エリアとの関係性や、教員が行う職員会議等で話される内容の機密性をどのように守るのかといった点について、校務センターを導入した場合に危惧される課題などのご意見をいただきました。

このことから、改めて、校務センターに関する考え方を整理した上で、審議することとしておりましたので、議題の2では、校務センターの考え方について、文部科学省の方針等を踏まえた導入の背景と、校務センター化のメリット、導入時の留意点を整理した上で、ご意見を賜りたいと考えております。

恐れ入りますが、資料29「校務センター整備方針の考え方」をご覧ください。

はじめに、資料上段の青囲み部分となりますが、文部科学省の諮問機関である、中央教育審議会の中で、「子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験の持った大人と接したり、議論したりすることは、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力を定着させることにつながる」として、様々なスタッフが学校運営に関わることで、子どもたちに様々な力を身に付けさせることができるよう、「チームとしての学校」の実現を目指すことが方針として掲げられています。

この背景には、教員が、アクティブ・ラーニングなどの新しい教育方法等に対して、不断の改善を行っていくことが求められていること、いじめや不登校など、複雑化・多様化した学校の抱える課題を解決するため、専門スタッフの配置などの体制整備が必要となっていること、教員が子供と向き合う時間を確保するための体制整備が必要となっていること、これらのことから教員の負担を軽減しつつ、学校の抱える課題の解決に繋げていけるよう、専門性のあるスタッフを含めて、多くのスタッフが学校経営に参画しております。

次に、資料中段左側の緑色の囲みになりますが、府中市では、中央教育審議会の方針を受け、今後も多くのスタッフが学校経営に関わることを踏まえ、新たな学校においては、「チームとしての学校」が機能するよう、施設の全体方針として、「教職員がそれぞれの力を発揮し互いに連携し合える、働きやすい環境を整備すること」。また、「管理職員が教職員の状況を把握しやすい執務環境とすること」としております。

このことから、前回の会議の中で、教職員が働く執務室については、校務センター方式の採用を提案させていただき、その整備方針として、「全ての教職員が執務できる環境とする」、「管理職員が教職員の状況を把握しやすい執務環境とすること」としております。

この背景には、現在の府中市の学校では、職員室と事務室が独立しており、配置がバラバラであること、このことで、教職員間の連携が図りにくくなっていること、また、学校管理者が教職員の状況や、事務職員と来校者の対応状況などが把握しづらいことから、職員室と事務室の一体化をしていきたいとしたものです。

次に、その右側の緑色の囲み部分に、前回の協議会での意見や、事務局で先進市の事例等を視察した、校務センターのメリットと、校務センターを導入する上での留意点を記載しています。

はじめに、校務センター化のメリットとして、先進市の事例や協議会での意見の主なものとして、6点記載しております。それぞれの教職員が互いの居場所や出退勤の状況を把握しやすい、全ての職員と一緒に学校経営に関わっているという自覚が生まれる。他の職員の活動を把握することで、チーム全体で学校経営をする感覚を共有できる。コミュニケーションが円滑になり、報連相を促進する。職員室内に常に人がいるため、セキュリティ対策に繋がる。校長室への来客対応として、教員・事務職員と管理職である副校長先生が取り次ぐことにより、最高管理者である校長先生までに、ワンクッション入ることで、組織的な対応が可能となるということがございました。

次に、校務センター化の留意点ですが、複数のスタッフが出入りするため、鍵付きロッカーを設けるなど、情報セキュリティに配慮する必要があります。また、機密情報を扱う場合を考慮し別途会議室等を設ける等の配慮が必要と考えています。

これらを考慮した上で、教職員同士のコミュニケーションや情報共有を図りやすくするとともに、管理職員が教職員の状況を把握しやすい執務環境を作っていく、「チームとしての学校」が機能する学校づくりとして、校務センター化を図っていきたく考えています。説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から、資料29、「校務センター整備方針の考え方について」、ご説明いただきました。前回、第5回の時に、諸室整備方針を議論いたしましたけれど、普通教室などの教室に加えて管理諸室ということで、今ご説明があったように、職員室と事務室を一体化するという、いわゆる校務センターの導入について、提案をいただいて、これについてメリットやデメリットがあるということで、委員の方々からも様々な意見をいただきました。今

回、管理諸室の部分で、現状の学校に対して教職員の方々が、働く環境が大きく変わるとい  
うことになりますので、より丁寧に議論をするということで、今、説明いただいたように考  
え方を整理していただいて、議題として位置付けるということになっております。今、説明  
いただいたように背景であるとか、文科省の考え方、府中市の方針というものの中で、メリ  
ットと留意点を整理していただいています。委員の皆さんはよくご承知のことだと思いま  
すが、昨今、学校現場では色々な課題を抱えているということがあり、今までのように単に  
先生達に対応するというだけではなくて、色々な立場の方が、スタッフの方であるとか、当  
然地域との関係もありますので、そういう方が学校の教育現場に関わっていただくとい  
うことになってきます。また一方で、子供たちが主体的に深く学ぶためのアクティブラーニ  
ングという視点が加わってきますので、このための新しい教育方法みたいなものを改善して  
いくということになります。加えて、部活動の指導もありますので、最近報道されているこ  
とでありますけれど、教員の方々の負担も非常に大きくなってきている中で、教員の働き方  
改革なども含めて、色々なスタッフが学校に関わってくる。ここに書かれているような「チ  
ームとしての学校」というのも、実現・運営というものが非常に大事になってくるというこ  
とでございました。そういった中で、今ご報告いただいたように、校務センターを導入した  
場合どういうメリットがあるのか、あるいは前回ご指摘いただいた懸念に対応するために、  
どういう点に留意をしなければいけないのか、ということを改めて整理をしていただいて、  
この資料29にまとめていただいたということになります。本日はこの前回に引き続いた  
議題の議論を少しさせていただいて、協議会としての方向性をまとめていきたいというふ  
うに考えておりますが、今ご説明いただいた内容に関するご質問、あるいはそれに関するご  
意見等を、どこからでも結構ですので、いただけますでしょうか。

委員 資料29のご説明をいただいたのですが、中段右側の校務センター化のメリッ  
トを読ませていただいて、現状と比較した時に校務センターにするメリットの部分と、現状  
のデメリットの部分が比較しづらい部分があって、校務センターにするメリットの方が優  
れているのであればもちろん校務センターにした方が良いと思いますし、上段の文科省の  
中央教育審議会の指針の部分でも、明確に校務センターにした方が良いという文言もな  
いですし。校務センター化のメリットってここに書かれているのですが、現状と比較した  
時に、校務センターでなければ連携が取れないというのは、この資料からは読み取れない部  
分が多くあるので、実際に学校現場の現状でデメリットが多くて困っているというものも、  
学校現場に見に行っている私達は感じていないので、事務局から、学校現場からこういうデ  
メリットが上がっているというのがもしあれば、校務センター化のメリットの部分と比較  
してご説明していただくと分かりやすいと思いますので、もしそういう意見があれば、現  
状のデメリット部分を教えていただければと思います。

事務局 メリットに対する現状についてですが、では、前回の議論でも出ておりましたが、用務員さんについては外に出ていることが多く、なかなか居場所が把握しづらい部分がありますし、また、学校現場で少し問題になっていますのは、教員の出退勤の管理をどのようにするのか、というところも課題となっております。につきましては、今必ずしもこれができるか、というところではありますが、教職員の方が使うものについて、事務職員の方がそれを立用して手配するということがあるかと思うのですが、そういった予算の管理というところについて、実際に先進市の方たちの話を聞くと、校務センターの中で事務員さんが予算関係の話をしていると、先生達の中でもコスト管理やコスト意識が伝わっていくということで、一体となって学校経営に関わっているということでした。また、は逆に、先生達が今行っていることや学校の動きを事務職員の方々も把握できるということがメリットとして上げられておりましたので、こちらに記載をしております。のコミュニケーションが円滑となり、報連相を促進するということについては、先生間では学校運営の話だけではなく、色々話し合われることが多いと思うのですが、実際に校務センターがある学校に行ってみると、事務職員の方が、割と先生とお話をしていたり、校長先生や副校長先生と話をしたりしているケースが見られました。普段から会話を行っていることで、学校運営上の話についても、コミュニケーションを円滑に図ることができ、教員と事務職員間での情報共有に繋がっているとお話を伺いました。また、簡単な打合せできるスペースが副校長先生の席の近くにあたりすると、副校長先生も交えながら気軽に議論が行えるということで、教職員間のコミュニケーションが活発化し、風通しの良い職場になるのではないかと考えています。職員室内に常に人がいるため、セキュリティ対策につながるについては、実際、私達が学校に行くと、職員室に先生がいらっしやらないケースがあるんですが、校務センターになりますと事務職員の方が事務室で執務する時間が多いということがありますので、ある意味では常に人が職員室内に、機密情報があるところにいることによって、逆にセキュリティ対策に繋がっているというご意見がありました。最後の校長室への来客対応としての取次ぎにつきましては、前回委員が仰られていたところになりまして、割とすぐに校長先生のところに来校者が来れてしまう環境があるということでしたので、この校務センター化をすることによって、事務室と校長室が離れてしまうというご意見はありましたが、逆にいうと、そこについては組織的な対応が図れるということで、こちらに記載しております。

会長 議論を進めたことに若干補足させていただくと、最終的にこの方針というのは実際にできる部屋のレイアウトに影響してくるわけです。多分、建築の計画や設計をする上では、それぞれの場所や空間に使う目的があるので、目的が違えば分けておいた方が良いでしょう。目的が一緒だったり、重なるものが多ければ、一体にした方が使われ方と空間のレイアウト一致してくる。これは片方でどういう使い方をするからどういうふうに部屋をレイア

ウトしないといけないということを決める性質があるのですが、もう一方で、分けなくて良いものを分けてしまうと、そこは隔たれているのでコミュニケーションが取りにくくなるのは間違いがない。逆にいうと、少し性質が違ふけれどワンルームでやるとそういうものが一体化されるので一体感が生まれ、運営がしやすくなる。人間の行為を空間が誘導するという性質を持っています。今回のものは方針としてどうするのか、市の考え方もありますし、それに基づいて執務室、管理諸室を一体化してやっていこうということは、そういう方針を出してそういうふうにとやると、新しく改築する学校のレイアウトになりますので、そういうような空間の使い方を推奨するというか、建物自体が少し、推奨するという言葉はよくないですね、促すような形になっていくのかなと思っております。ですから前回のこれを整理して議論をしましたが、今回の方針の現状がこうであるということに対して、少し変化をする提案でもございますので、しっかり議論をして方針を出したいと思っておりますので、今の質疑も含めて何かご意見ご質問があればいただければと思います。

委員 資料29に関連して、資料20の校務センターの教員エリアの中の上から5番目、児童生徒への対応ができるよう、カウンターを設置するという項目に対して質問をしたいのですが、前回、3月の会議の時に、校務センター及び校長室、標準仕様(案)というのが出ておまして、この中で児童を対象としたレイアウトの中で、カウンターの利用についてなのですが、現状各学校、私の知る限りにおいては教員室に児童が訪ねていくと、あるいは校長先生あるいは担任の先生が目の前にいるということであれば「先生」と問いかけをして、出口まで出てきてもらって、そのままでは中に入れない。廊下あるいは戸を開けたまま児童・生徒達が相談したりしているという場面に多々出会う場合があります。そういうような対応をすることが、校務センターの中でいうと、教員も児童の色々な状況を把握することは目にできると思えますし。また、職員の方がそういう場面に関与することもあるかもしれない。例えば、校庭で遊具が壊れている、あるいは実際に授業中の事故ということで飛び込んでくる、ということがあるかもしれない。その時に校務センターの役割の中でいくと、児童の視点から見ると、そういう役割というのはかなりメリットがあるな、と。それからカウンターの設置ですが、あくまで子供たちが来たよというそれに対して対応するという場所ではあるのですが、これは子供たちが立った状態なのですか。立ち話をする場なのですか。それとも近くに小さなテーブルがあって先生と子供、あるいは校長と子供が耳を傾ける、あるいは部活を小学校でやっていますけれど、保護者が同伴で来る場合がある。そういうようなことに適用するようなフロアであるのでしょうか。構成についてはどのような意味合いで標準としているのかということをお伺いしたい。

会長 では、委員の今のご質問について、事務局お願いいたします。

事務局 今のカウンターのあり方や配置の考え方について、ということなのですが、現状

で事務局としては、カウンターを設置して子供たちと接触する場所として、という考え方でしか大きくは捉えておりません。今後、実際に基本構想、基本設計に至る段階によって、ここの部分のカウンターについてどうあるべきなのか、また、少しカウンターの位置が中に入っているのが良いのか外に出ている方が良いのかは、設計の段階や基本構想の段階で改めて深く考えていきたいという状況でございます。

会長 詳細はこの後の方針が示されて、実際の設計に近づく段階で決めていくということでしょうけれど、ここで重要なのは児童生徒、保護者と、校務センターにいらっしゃる先生方や職員の方の接点を取る場が位置付けられるということ。そういう理解でよろしいかと思えます。よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

委員 今までの議論を通じて、校務センターとしてのメリットについて、私としては「あ、そうなんだ」と理解したところです。今までは特別支援学級のお子さんたちはある特定の学校に通っていたけれども、これからは全ての学校に普通教育と特別支援のクラスがある。そうすると、特別支援関係の教職員の人は、別の職員室が今まであったはずなのですが、それを含めて一つになるというような理解でよろしいのであれば、普通学級の先生方と特別支援の先生方が情報を共有し合う、ということができると、メリットになるのではないかと思います。それを含めて、一つの校務センターとして、ということであれば非常にメリットがあると思えますけれども。

会長 今のご意見ですが、私も内藤委員のご意見に同感の部分があって、この方針というのは今回改築していくにあたって、学校側がチームとして、まとまりをもって、子供たちであったり、地域に対して対応していこうというような方針が、ここの整備方針に形として実際の空間になっていくということですね。今回これも提案なので、その辺は府中市さんでもしっかりとしたお考えに基づいて方針を示されているということだと思いますので、それはそれでしっかり自信をもって示されていくことが良いことなのかなと思うのですがいかがでしょうか。

事務局 特別支援の関係の先生達と同じ職員室の中で、校務センターの中で情報を共有するということは、非常に重要なことと捉えています。これを分けるということについては、むしろデメリットが多いと判断をしているところです。今までの職員室のデメリットというのは、非常に見出しにくいところがありまして、職員の今までの形でこういったものがデメリットかというのは、深く考えた状況がないと事務局では捉えておりました。しかし、現場で校務センターを実施している学校を回ると、やはり校務センターは事務所と職員室を一緒にするだけではなくて、ミーティングルームやミーティングのスペースを確保したり、そういったものも校務センターの一つの特色となっています。校務センターを導入してい

る学校を見てみると、非常にコミュニケーションが取れて、子供たち一人、クラス一つとして色んな先生が議論をしている。そういった傾向が見られましたので、これにつきまして、今までの形、教育のアプローチ、子供たちの積極的なアプローチも変わっていくのではないかと考えているところでございます。

事務局(田村統括) 今の点に少し補足させていただきます。特別支援教育に携わっている立場の者として、同じ空間に教職員がいることは非常に大事なことで、実際に特別支援学級が設置されている学校と設置されていない学校での教育職員の理解度、特別支援教室に対する理解度というのは非常に差があります。同じ校内におきましても、先ほど委員からお話がありましたように、職員室が分かれているということで、せっかく同じ学校にあってもしその辺の情報共有というのが図りにくいということで、このメリットに書かれているとおり、同じ空間に教員がいるということは、常に情報共有がされる機会があるということで、非常にメリットになるというふうに感じております。

会長 ありがとうございます。

委員 今のお話はメリットの所にしっかり謳えば良いと思います。

会長 ご意見ということで。他いかがでしょうか。

特にないようですので、今いただいた意見を集約させていただいて、教職員の働く場が変化する部分ではありますが、発展的な変化を生もうとしていることですので、こういう形で方針に位置付けさせていただければというふうに思います。それでは議題2は以上で終わらせていただいて、次に議題3に移らせていただきたいと思います。議題3は「諸室整備方針案(その他諸室・特別支援教育関係諸室・共用部)」についてですが、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

議題の3では、前回に引き続きまして、諸室整備方針(案)として、「その他諸室・特別支援教育関係諸室・共用部」について、ご議論いただきたいと思っております。

それでは、「資料20改訂版 各教室・各部屋の整備方針(案)」をお開き願います。こちらの資料は、前回から引き続き、各教室・各部屋の整備方針について、現段階での事務局案を配布させていただいたものです。

前回は、1枚目の区分「普通教室」と「管理諸室」について、ご議論いただいておりますので、本日は、2枚目の「特別教室」から3枚目の「特別支援関係諸室」に対し、内容の加除等を含めまして、ご意見を頂戴できればと思っております。

続いて、資料30「諸室整備方針(案)について」をご覧ください。

資料の文字が小さくて申し訳ないのですがこちらを用いて説明させていただきます。この資料では、資料20の諸室整備方針を議論するに当たり、複数の部屋の機能を集約したいと考えている「多目的ルーム」や、一体的な整備を行う「特別支援学級エリア」、また、「共用部の考え方」について、具体的なイメージ図等を使いながら、説明させていただきます。

それでは、資料下段、シート2をご覧ください。

諸室の整備方針を議論する前に、前回もお示ししております、老朽化対策を実施していく学校の、「府中市としての目指すべき学校施設像」の5つについて、改めて掲載しております。内容については、前回から変更はございません。

資料を1枚めくっていただきまして、資料上段、シート3をご覧ください。

こちらも前回お示ししている、5つの「目指すべき学校施設像」を実現するための、学校施設整備方針の全体方針となりますが、前回の審議会でのご意見を踏まえまして、その内容を修正しております。

前回からの大きな変更点は赤字で示しており、前回は表の真ん中の列に、括弧書きで記載しているコンセプトが9つ。それに対する整備方針として23項目を記載しておりましたが、内容の加除や集約を行い、8つのコンセプトと19の整備方針に変更しております。

変更点でございますが、はじめに、コンセプトについて、できる限り、5つの目指すべき学校施設像にぶら下がるよう、前回の全体方針では、6番の「その他」に分類していた「5の(7)将来の人口動態などに柔軟に対応できる学校」を、大きな5番の「公共施設マネジメントの取組」へと移行しております。

また、同様に「その他」にあった、「働く環境の向上」については、3の(4)の に含めて記載することとし、コンセプトが1つ減となっております。

次に、その右側の列の整備方針では、2の(3)の で、前回、「少人数・習熟度別指導の場」と「複数の学級で活動できる場」の整備について、別々に記載しておりましたが、「多様な学習形態に対応できる学校施設を整備すること」として、一本化し記載しています。

また、赤字にしておりますが、2の(3)の は前回委員のご指摘を受け、「主体的・対話的で深い学び」という新学習指導要領の文言に合わせ、修正しております。

次に、3の(4)の では、学校毎の地域性や独自性を反映し、子どもたちや地域から愛される学校づくりを行うため、「地域の特色や独自性を活かし、愛着の持てる学校施設を整備すること」として、項目を追加しております。

次に、3の(4)の と は、前回記載していた内容に、先ほどの「働く環境の向上」の視点を加えるため、 では教職員の視点、 では学校管理職の視点に立った文言に整理し、修正を行っております。

次に、5の(6)「持続可能な学校整備」では、前回は5つの整備方針を記載しておりましたが、「市全体で老朽化対策を推進するための整備方針」と「1校ごとの整備方針」が混在しているとのことご意見を頂戴しましたので、「1校ごとの整備方針」となるよう、整備方針の精査を行い、 の内容に文言を修正いたしました。

また、学校を作る段階で、改築実施後のメンテナンスを見越した学校施設を整備することも重要であることから、 の項目を新たに追加しております。

続いて、資料下段、シート4をご覧ください。

ここから、その他諸室の整備方針となります。

はじめに、その他諸室の対象でございますが、記載した11部屋としております。

その中で、赤字で記載した、「多目的ルーム」については、その下にある「ランチルームとオープンスペース、多目的室」が、第3回の協議会で配布した資料16に記載したとおり、各学校で設置状況にバラつきがあることから、その3室の機能を踏まえ、多目的ルームに集約化していきたいと考えています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート5をご覧ください。

シート5からシート7で、多目的ルームの活用方法について、ご説明いたします。

多目的ルームについては、ランチルーム等の諸室を集約化し、幅広く、「子どもたちの教育の場」として活用することに加え、「地域開放」や「災害時には避難所の一部」として活用することなど、学校と地域で多目的な活用ができる部屋として、整備をしていきたいと考えております。そのため、それぞれの活用例などを紹介した上で、多目的ルームの整備方針として整理していきたいと考えています。

はじめに、「教育の場」としての活用方法についてです。

左上の写真は、グループ学習を行っているものですが、子どもたちが主体的・対話的な学びを行う場として活用している事例となります。

また、下の写真は机といすを配置し、給食の時間に他の学年と交流ができるような作りとしている例です。

右側のレイアウト図は、概ね普通教室2つ分のサイズとなりますが、真ん中の図はランチタイムを想定し机といすを配置したもの、また、右側の図は机といすを配置し、グループワークを行った場合のイメージとなりますが、複数の学級や様々な教育活動に活用できる場となる、大きさやつくりしていきたいと考えています。

多目的ルームにおける教育の場としての整備方針は、シート上部の四角囲みに記載のとおり、「複数の学級が集まれる大きさとする」、「パーティションを設置しフレキシブルに利用できるようにすること」、「机やいすを収納し、大空間での利用ができるようにすること」、「視聴覚機能を設けること」、「多様な学習活動の場として、つくりや備品に配慮し、子どもたちが主体的で対話的な学びができるような空間づくりに配慮すること」、「廊下と一体的に使用ができるよう留意すること」といたしました。

次に、資料下段、シート6をご覧ください。

こちらは「地域開放の場」としての活用方法となります。

写真左側は、机・いすを配置し、会議室との利用を行える一方で、机・いすを収納することで大空間としても活用できる事例。写真右側は、プロジェクターなどの視聴覚機能を設け、セミナーを行える事例となります。

また、右側のレイアウト図では、セミナー形式で利用した場合、約100名が収容できると考えております。

地域開放の場としての整備方針は、シート上部の四角囲みに記載しておりまして、一番下では「地域住民の会合等で活用できる場として、地域開放すること」とし、その他は教育の場と同様としております。

資料を1枚めくっていただきまして、シート7をご覧ください。

こちらは「避難所」としての活用方法となります。

写真は、机やいすを端に寄せ、大空間として利用している事例となります。

また、右側のレイアウト図は、机やいすを収納し、大空間としての利用を想定したもので、100人程度の避難者が収容できるスペースを確保しています。

避難所としての整備方針では、シート上部の四角囲みに記載しておりまして、一番下では「災害時に避難所として開放し、利用用途は学校ごとに柔軟に対応すること」とし、その他は教育の場と同様となります。

資料下段、シート8に、3つの活用の整備方針をまとめて、多目的ルームの整備方針として、8項目を記載しております。

一旦、資料20をお開き願います。

資料の2枚目の中段から下の紫色の区分が、「その他の諸室」の各部屋の整備方針となりまして、主な内容をご説明いたします。

はじめに、学習室では、つくりについてとして、「普通教室1コマ分の面積とし、予想を上回る学級増にも対応できるよう、普通教室への転用や間仕切りによる分割が可能な仕様とすること」。また、「可変性を高くするため、ロッカー等は作り付けとしないこと」としてあります。

配置については、「普通教室が配置されるフロアに整備すること」としてあります。

次に、児童・生徒更衣室では、配置について、「小学校では高学年のフロアに優先的に配置すること」としてあります。

次に、PTA室では、配置について、「学校管理者が把握しやすい配置とすること」としてあります。

多目的ルームから多目的室までは、先ほどまでの説明のとおりとなります。

郷土資料室から、児童会・生徒会室は、標準仕様から削除し、学校ごとの改築時に個別検討することとしております。

資料30にお戻りいただきまして、シート9をご覧ください。

ここから、特別支援関係諸室の整備方針となります。

シート9の内容は、資料20の3枚目の特別支援関係諸室に記載した内容と同じものになりまして、特別支援学級と特別支援教室について、記載をしております。

はじめに、表の左側、特別支援学級については、「職員室」から「トイレ」までとなりますが、職員室については、教職員同士の情報共有やコミュニケーションが図りやすいよう、

特別支援学級エリアに職員室は設置せず、校務センターに集約化していきます。

そのため、その下の「指導教室」から「トイレ」までを、特別支援学級エリアとして一体的に整備を行いたいと考えており、シート10にイメージ図を掲載しております。

左側中段の「1番 指導教室」は、1学級の上限を8人として、子どもたちが学級単位で学習活動を行う教室となりますが、整備方針として、「教員が執務できる机等を設ける」、「すっきりした教室環境とするなど、ユニバーサルデザインを採用すること」としております。

次に、右側中段、「2番 少人数指導教室」では、「個別面談やクールダウン機能に配慮し、防音性に配慮する」、「室内の様子が分かるように配慮すること」としております。

次に、左上の「3番 小学校のプレイルーム、又は、中学校の多目的ルーム」では、「複数の学年で多目的に利用できる大きさとする」、「他の諸室のどこからでも集しやすい位置に配置すること」としています。

次に、右上の「4番 作業スペース」は、社会参加するために必要な力を<sup>つちか</sup>培うための学習を行うため、中学校に設置するスペースとなりまして、「職業学習や作業学習がフレキシブルにできる設えとすること」としています。

次に左下「5番 教材庫」では、「指導教室内で収納できない教材を収納できるスペースを設けること」としています。

次に、「6番 トイレ」では、「シャワー室と更衣スペースを設ける」、「プライバシーに配慮しつつ、視覚にならないような場所に配置すること」としています。

最後に、資料下段「7番 特別支援学級エリアの校舎内での配置方針」として、「避難がしやすい位置に配置する」、「視覚や聴覚が敏感な子どもについても学びやすいような場所に配置する」、「他の学級との日常的な交流が持てるような配置や動線とすること」としています。

次に、シート9に戻りまして、この表内の最下段にあります、特別支援教室についてございます。

中学校では今後全校に設置する方向性で検討をしている段階ですが、つくりについては、「視覚や聴覚などに敏感な子どもについても学びやすいような環境とすること」、「個別指導がしやすいようパーテーション等を設置すること」としております。

続いて、資料20の3枚目をお開き願います。

ここから、左側の区分欄の上段にある、共用部の整備方針となります。

はじめに、共用部の種類でございますが、トイレと廊下や階段、昇降口となります。

それでは、資料30にお戻りいただき、シート11をご覧ください。

シート11は、「共用部の検討の方向性」について、整理を行っております。

説明の前に、資料の一部に誤りがありましたので、口頭にて修正させていただきます。

一番上のピンクの囲みの中に、「立川一中」と記載しておりますが、正しくは、「立川一小」となりますので、修正をお願いいたします。

それでは、説明を続けさせていただきます。

一番上の囲みでございますが、共用部について、12月に行った府中三中や立川一小的の学校視察の際に、委員の皆さんの感想として、「そこまでの開放性が必要か？」また、「メンテナンスを考えるとデメリットが大きいのでは？」といった、「効率性」の視点に立ったご意見と、「圧迫感がなく開放的」、「エントランスや階段にゆとりがある」といった「ゆとりや開放性」の視点に立った感想を伺っています。

このことから、委員の皆さんに共用部の整備に対する考え方について、「効率性」と「ゆとり・開放性」という対極する考え方について、改めてご意見を頂戴していきたいと思っています。

次に、その下の囲みになりますが、「現状の共用部の課題」として、共用部に関する面積等の学校ごとの状況を見てみると、3つの特徴がございました。

シート12とシート13は、小学校と中学校の共用部に関する面積等を、共用部の現状として掲載しております。

シート12の小学校を参考に、3つの特徴をご説明いたします。

この表は、左側からaとして、校舎内の諸室の合計面積、bの廊下からfのトイレまでが共用部の場所ごとの面積、その隣のgが、共用部の合計面積。hの総計は、諸室と共用部の面積の合計。その隣の共用部割合は、総計に対する共用部の面積の割合を記載しております。そして、右端が廊下幅となっています。

表内の一番、左側の学校名の色分けについては、校舎の形状を示しております、表の欄外下側に色分けの凡例を記載しております。また、欄外右側の水色の囲みに、参考に校舎の形状を配置図で示しております。

I型の校舎とは、一直線の形をした校舎を指しており、右側の配置図例の上と真ん中にあるように、廊下に対して片側教室となるタイプ、両側に教室があるタイプがあります。

また、その他の形状としては、配置図例の下のようにコの字型の校舎形状などがあります。

まず、特徴の1つ目として、資料上部の吹き出し「共用部面積比率がばらついている」という点で、小学校においては、四小の32.7%から八小の45.5%までバラつきがあります。

次に特徴の2つ目として、吹き出し「廊下幅がばらついている」という点で、2.5メートルの廊下幅の学校が多いものの、3メートルや3.2メートルの廊下幅の学校もございます。

次に、特徴の3つ目として、吹き出し「廊下タイプがばらついている」という点で、I型の形状では片側教室や両側教室の校舎があり、それ以外に、コの字型などのその他の校舎形状があります。

中学校についても、小学校と同様となっています。

シート11にお戻り願います。3つ目の囲みでは、共用部の整備方針について、「全体方針」との関係がある項目を記載しております、また、「持続可能な学校整備」を考慮した場合に

は、「効率性」の視点が必要となり、「健康で快適な学校」を考慮した場合には、「ゆとり・開放性」の視点が必要となります。

整備方針の検討に当たって、「効率性」と「ゆとり・開放性」をどのようなバランスで整備していくか、委員の皆さんにご意見を頂戴したいと考えております。

資料を1枚めくっていただきまして、シート14をご覧ください。

こちらは、シート12と13の共用部の面積を、共用部の場所ごとの内訳として、その割合を円グラフで示したものです。

小学校、中学校ともに、共用部の中では、廊下の面積割合が70%を超えており、廊下については、校舎面積を抑えるために、効率性を十分に検討していく必要があると考えています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート15となります。

ここからは、共用部のそれぞれの場所で、「効率性」や「ゆとり・開放性」について、共用部の面積内訳なども考慮したうえで、どのようなバランスで整備していくべきか、委員の皆さんに議論いただくため、検討に当たってのポイントをまとめております。

シート15は、「廊下における検討」となります。

廊下については、3つのポイントがありまして、1つ目が、「廊下幅は法的基準を満たしつつ、見通しの良い形状とする」ことです。法的基準としては、両側に居室がある場合の廊下幅は、2.3メートルを確保することとなっています。また、学校施設の安全性を考慮し、右上の写真のように、見通しの良い形状とすることが必要と考えています。

2つ目が、「廊下の面積割合は大きい場合、効率性に配慮する」ことが重要と考えています。

真ん中上段の写真は、浅間中学校の廊下となりまして、I型の校舎形状で両側に教室がある配置となっており、廊下幅は3メートルで、ゆとりのある大きさとなっています。浅間中の場合、廊下幅にゆとりがありますが、両側に教室があることで、1教室あたりの廊下幅としては、1.5メートルということになります。一方で、片側教室の廊下で、廊下幅が3メートルの場合、1教室あたりの廊下幅は3メートルとなり、共用部の面積としては膨らんでしまいます。このように、廊下に対して両側に教室を配置することで、廊下幅を確保しつつ、全体の廊下面積としては、圧縮できることとなりますので、校舎の形状を工夫することによって、効率性を高めることができると考えています。

3つ目は、「手洗い機能、掲示機能、コミュニケーション機能、諸室との連携機能等を設け、学習環境の充実を図る」ということで、単に通路としての機能だけでなく、廊下に行くつかの機能を付加することも必要と考えています。

右上の写真の ① では廊下に手洗いを設置している事例ですが、今回の計画では、小学校の普通教室内にある手洗いを廊下に集約することとしていることから、本市でも廊下の面積が必然的に多くなるものと考えています。また、左下、 ② では廊下に掲示機能を持たせた事例や、右に移って、 ③ ベンチなどを設置し、コミュニケーション機能を持たせた事例、その

右隣の では、図書館の外で調べ物ができるスペースを設け、諸室との連携機能を持たせた事例となります。今回の計画では、普通教室などのきちんと学習を行う場では、囲われた空間を確保することとしておりますが、オープンに学習を行う場では、廊下との連携機能を持たせた柔軟性のある、つくりとすることも、子どもたちの学習意欲を高めるために、効果的な面があるのではないかと考えています。

次に、資料下段、シート16に移りまして、「昇降口や階段、玄関といったエントランスにおける検討」となります。

エントランスについても、3つのポイントがありまして、1つ目が、「法的基準を満たしつつ、児童・生徒が使いやすい形状とする」ということで、左下の写真のとおり、段差のない昇降口などを設置していくことが必要と考えています。

2つ目が、「エントランスは学校の顔として、ふさわしい空間とする」とすることで、真ん中上の の写真では、エントランスに子どもたちの作品を展示し、子どもたちが集える空間としている事例、その下の では、ピアノが設置され、イベントなども含め多目的に使用できる空間とした事例、右下の では、玄関から連続的に階段を配置し、上部まで吹き抜けとすることで、明るく開放感のあるつくりとした事例となります。

こういった開放性やイベントでの活用ができるつくりとすることで、子供たちの活気が出たり、学校の雰囲気明るくなるなど、学校の印象にも大きく影響することから、学校のシンボルとなるような整備も必要になるのではないかと考えております。

3つ目が、「清掃・メンテナンス性には十分に配慮する」となりまして、右上の写真は吹き抜けによる開放感がある一方、窓拭きができないなど、清掃などがしにくいという課題もあることから、メンテナンス性にも十分配慮することが必要と考えています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート17をお開き願います。

こちらは、「トイレにおける検討」となります。

トイレについても、3つのポイントがありまして、1つ目が、「適正基準を満たしつつ、児童・生徒が使いたくなるつくりとする」ということで、学校のトイレは、「汚い・臭い・暗い・怖い」の4Kと言われ、現在でも改善の要望が強い場所となっています。トイレについては、学校に限らず、施設の印象を決める大きな要因にもなることから、使いやすく、快適な場所にすることが大切と考えています。

2つ目は、「ユニバーサルデザインに配慮する」という点で、だれでもトイレを設置するほか、その配置場所や個数についても、利用者の視点に立った検討が必要になるものと考えています。

3つ目は「清掃・メンテナンス性には十分に配慮する」ということで、右上の写真の は乾式の床、その下の は湿式の床の事例ですが、雑菌が繁殖しにくい乾式の床とするなど、清掃やメンテナンス性に配慮した整備が必要と考えています。

続いて、資料下段、シート18に移りまして、「共用部の整備方針(案)」となります。

ここまでのポイント等を整理し、共用部の基本的な整備方針案を示しております。

はじめに、廊下・階段・昇降口では、「廊下は、見通しの良い形状とする」とともに、「ゆとりを持った広さを確保しつつ、効率性にも十分配慮したつくりとします」。また、「通路としての役割に加え、手洗い機能等の他の機能の負荷についても留意します」。次に、「昇降口は段差のないつくりとします」。「階段は手すりを設けるほか、落下防止柵をメッシュにするなど、見通しが良く安全性に配慮したつくりとします」。次に、「エントランスは学校の顔となるため、開放性などに留意したつくりとするほか、来校者の受付や管理がしやすいつくりとします」。全体として、「現在地の表示やエリア毎に色分けを行うなど、校舎内での位置がわかりやすいよう配慮するほか、清掃やメンテナンスがしやすいつくりとします。」

次にトイレの整備方針でございますが、「洋式化を推進しつつも、和便器についても需要を把握し整備を行います」。次に、「児童生徒が使いやすく、使いたくなるようなつくりとします」。また、「誰でもトイレを設置します」。最後に「雑菌等の繁殖を抑制するつくりとします」としております。

説明につきましては以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から資料30と資料20の改訂版を使ってその他諸室ですね、多目的ルームなどを中心とした部分ですけど、こちらと、特別支援教室関係諸室、それから最後に、廊下・エントランス・トイレなどの共用部3つのパートについて方針案の説明をしていただきました。前回から諸室整備方針について議論しております、先ほど執務諸室・校務センターに加えて普通教室に関する議論、それから特別教室等の入口の議論を前回しています。既に府中市の考え方として普通教室に代用されるような基本的な教育の部屋については、しっかりとした閉じた空間として整備をしていくというような方針が出されているわけですけど、一方で、これからのアクティブ・ラーニングなどに対応したような発表やディスカッションなど、新しい学習形態のための空間というのは、少し今までの教室とは違うようなつくりや設えというのも考えていっても良いのではないかと、というようなことが含まれているかなと思います。特別支援教室の関係諸室についても、先ほどのような形で、これは特定の目的をもっているわけですので、これからのあり方にふさわしいような整備の方針になろうかと思えます。最後に共用部、これは廊下やエントランスということで、単に移動のための空間・通路だという部分もあるのですが、通路やエントランスでありながらも他の使い方を受け止めるような空間として整備していくようなことも考えられますので、ここのパートではこれらの3つの部分について少し意見交換・議論を進めていきたいと思えます。それを踏まえて整備方針を固めていければというふうに考えておりますので、この3つのパートを順番に議論していきたいのですが、その他諸室について少し議論をして、その後、特別支援教育関係諸室について議論をして、最後に共用部ということで進めていきたいと思えますが、これらに関して、まずはその他諸室について、何かご意見・ご質問があればいただけますでしょうか。

まずは、この多目的ルームを中心に、集約化する方針が示されていますが、一つはここで

新しい教育学習を担うような空間、地域開放にも関係ありますし、発災時には避難所としても使えるという様な部分を中心になってくるわけですが、これについてはいかがでしょうか。

委員 全体方針の種類についてでもよろしいでしょうか。資料でいくと資料30のシート3「府中市学校施設整備方針全体方針(案)」、前々回いただいた古いのも持ってきて見てみたのですが、下から2番目5項目目(7)「将来の人口動態などに応じて、各教室や建物などを他の用途に転用」となっていますが、以前いただいたものには「転用」というのは2つあって、学校の中の使い方としての「転用」というのと、将来、公共施設として使うことも考えた「転用」という意味での表記が、古い資料でははっきり分かれて書いてありました。今回の場合には、不明確というか転用というのが学校の中の転用なのか分かりにくいので、その辺明確に、全体方針のところでは謳っておいた方が良いと思うのですが。

会長 戻りますが、全体方針についてのご意見という事ですが、いかがでしょうか。

事務局 こちらにつきましては、若干ぼやかして、という言葉が的確ではないかもしれないですけども、今後、人口が減少していくことは、前の資料でお示ししたとおりでございますので、実際に転用といった場合には、学校施設でありながら違う用途で使うケースを、当然想定していかなければならないと思っております。また、今後校舎を建替える時、100年校舎といわれている中で、教育の方向性というか教育の仕方がどのようになっていくのか、その空いた教室が新たな教育の方法に必要な諸室として、活用していく可能性が出てくることも想定しなければならないと思っております。ここにつきましては、転用しやすい形について、ある程度スパンをとって、大きく教室を捉えるように、あらかじめ構造上していくとか、そういった工夫というものを踏まえておりますので、合わせて表現をまとめさせていただきますと思います。

委員 実際には学校施設なので学校として使うということが大前提であるのですけれど、全体方針ではある程度、今回、公共施設マネジメントの関係もございまして、ニュアンスとしてそこには残すべきではないかなと思っているのと、2点目の指摘と関連するのですが、古い資料だと公共施設マネジメントの取り決めと連携をしながらやっていくのだ、という気持ちが入っているのですが、今回の全体方針では公共施設マネジメントが抜けているので、大方針の中には残しておくのは本来的ではなからうかと思えます。

会長 ここは包括的な書き方をしていただいているということは、今回の一体化した原因の一つですね。あと、今の公共施設マネジメントの議論は書いてあったのですが、それは、おそらくこのことをやることの大前提であるという部分なので個別に書き込むかどうか、

というのは技術的な対応部分もあると思うのですがいかがでしょうか。

事務局 公共施設マネジメントにつきましては、会長が仰っていただいたように、基本的な考え方として捉えているところなのですが、公共施設マネジメントの表現については、改めて全体方針に入れるかは再検討させていただきます。しかしながら、ここで入らない場合にも必ず公共施設マネジメントを踏まえた上で、学校施設の老朽化対策をやっていきます、というところを別途のところしっかりと明記していきたいと考えております。必ずどちらかで明記する中で、全体方針に繋がるように作成していきたいと考えております。

会長 よろしく申し上げます。では戻りまして、その他諸室の部分についていかがでしょうか。

委員 資料シート4・5、パーテーションを設置しフレキシブルに利用できるようにすると書かれているのですが、これはその後には地域開放のところも括弧の中で、イベントスペースとしても活用できるよう、廊下と一体的に使用することに留意すると書いてあるのですが、これは廊下側の壁の部分がパーテーションで開放的になるという見方でよろしいですか。それとも一つの多目的ルームの中を細かく間仕切れるようにパーテーションという形で考えられているのかを教えてください。案として、レイアウトが出ていると思うのですが、左側は机が48脚で椅子が96脚、右は机が36脚で椅子が72脚と出ているのですが、右側のレイアウトにすると、椅子もテーブルも余るので廊下に出したり、手間が出てくると思うのですが、学校で授業になって、グループワークの時の休み時間とかに使うのは、案として出されていると思うのですが、現実的ではないと思うので36脚72脚のスクール形式、向い合わせの形式の形でレイアウトを出された方が良いのかなと思いました。下の地域開放の部分もスクール形式の形になっていますけれど、写真の左の形の口の字の会議体みたいな形の方がテーブルレイアウト等も少なく済むと思うので、そのような形でレイアウトは出していただけると現実的なのかなと思いました。最初の質問の答えをよろしくお願いいたします。

事務局 今ご質問いただいたパーテーションの件ですが、まず、上の方のパーテーションの設置については室内でのパーテーションの設置を考慮して記載しております。イベントスペースの方の記載についても、委員が仰られたとおりのことで、廊下側との壁の部分をフレキシブルに使えるようなパーテーションを想定しています。現段階で活用されているかというところではありますが、実際に五中がそういった仕様となっておりますので、廊下等の一体利用についても留意するというところで、廊下側のパーテーションという想定で記載しております。

会長 今ご回答があったようにおそらく、これは図がそういうふうにはなっていないのですが、1室でも2室でも使うことができる。あるいはそこを部屋として使うことができるし、共用部というか、廊下側と一体的に使うことができる、そういう2段階のフレキシビリティ、可変性を持たせたいというようなイメージでよろしいですね。

事務局 はい。

会長 ということでよろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

委員 質問です。多目的ルームの大きさの目安というのは、学校規模が様々ある中で何学級分を標準とするのか、そういうものというものはあるのかどうか。例えば二小は生徒が増えている。普通学級もやっと取れるのに、そこに多目的ルームが相当数の生徒が入れる大きさが取れるのかどうか疑問ですし、多目的ルーム設置に対しての大きさの基準みたいなものがあるのかどうかを伺いたいと思います。

事務局 学校の状況によって、必要な大きさについては、多目的ルームだけに限らず、特別教室についても授業の数が変わってくるので、その数や大きさは変わってくるのかなと思っています。この資料では、平均的な学級ということで、18学級ぐらいの学校規模で想定した時に、2コマ分としているのですけれども、基本的には2コマ分ぐらいを標準にしながら、学校の状況によって検討していきたいと思っています。

会長 よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

委員 教育用の多目的ルームと、地域開放用の多目的ルームと分けて考えていますか。それとも一緒に考えているのでしょうか。

事務局 現段階では、同じ部屋を双方で使っていく考え方でいます。

委員 双方というのは、一つの部屋を地域と教育と両方で使うということですか。

事務局 はい、一つの部屋を学校と地域で共用するという考えでいます。

委員 となると、現実的には、エリア分けをしないと無理です。地域に開放するのであれば、教育の部分と分けなければいけないですね。地域に避難所として開放したり、夜間開放するとなるとエリア分けをしなければいけないので、そこにシャットダウンをする整備をしなければいけない。教室は2階以上にあるのだから、1階まで子供たちが降りてきて活

動をする。また、教室2つ分というのは、うちの学校の多目的ルームと一緒にのですけれど、机を入れたら、96名入れないです。床に座らせて、やっと120名座れるか座れないくらいだから、机と椅子を入れたら、入れないのではないかなと思います。

事務局 今仰っていただいたセキュリティに関しては、当然一般開放を意識した場合に、そのところをしっかりと区画できる場所に設けるというのは、今後想定しなければならないというふうに現段階では思っています。それと1点、普通教室の大きさを第3小学校では、7メートル×9メートル63平米となっているのですが、普通教室については、それでも足りるかどうかはご意見頂戴したいところなのですが、今後は8メートル×9メートルで若干大きくする予定ではあります。とは言いながらも、事務局が答弁したように、学校によっては大きさがどうしてもどこまでできるのかという議論もしなければならないのかなというふうに思っております。2小と武蔵台小学校で同じ多目的ルームで良いのかは極論ですけども、その辺の大きさところは議論しつつ、区画についてや、セキュリティについてはしっかりした場所に配置して、できれば現状では共用をしていきたいという考え方を持っております。

会長 はい。その他はいかががでしょうか。

おそらく、このスペースは、今回、整備方針自体が地域連携や防災時の対応とかそういうのが大きな鍵となっている中で、割とまとまった空間になってくるはずなので、そこが固定した使い方ではないにしても、どういう使い方が想定できるのかというのは、少し考え方を整理しておいた方が良いでしょうし、逆にいうと、例えばセキュリティの問題があるので、外部の人がほとんど入って来られないにしても、外部の方から見えるようなつくりにしておけば、あそこで子供たちがご飯を食べているとか、何かの活動を地域の人がやっているなというのが、見る見られるの関係で発信することができると思います。また、学外の側からも見えるというのもありますし、学外の方と一緒に何かやっているのが学内の側から見えるというのもあると思います。あらゆる部屋が全部開けっぴろげでガラス張りというわけにはいかないと思うのですけれど、メリハリをつけてやっていくことによって、空間が1階で割と大きいスペースをとっていても今回整備しようとしていた方向性と、うまく連携しながら整備できる可能性が出てくると思いますので、是非その辺はもう少し工夫をしていただければ良いのかなと思います。

他いかがでしょうか。もし、その他諸室についてなければ、次に、特別支援教育関係諸室の方に移らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは特別支援教育関係諸室について何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

委員 シート10のところ、レイアウト図が理想的なのだろうと思うのですが、プレイルームがあって、それぞれの指導教室があってどれだけの広さが必要なのか。また、これだ

け別棟になるのかなとか、その辺りを含めてどのように考えていますか。

事務局 こちら大きさを設定していない状況で配置しているものです。これについては、それぞれの部屋の関係性を示したもので、今までは横並びで配置されているのですが、本来であれば、普通教室で分かれて指導している状態から、簡単に皆が集まって活動できるスペースとして、アクセスしやすいところにブレイルームがあるような配置が理想的には良いのかなと思っておりますので、まずはそれを示させていただいて、実際には建物を基本構想で建てる中でこういった配置が実現できるかについて検証していきたいと思っています。

委員 理想としたら良いのだろうなとすごく思いましたので、できる学校はしてもらえたら良いのかなと思います。

事務局 今事務局からもありましたが、具体的な何メートル何メートルといった設定はしていないのですけれど、1つの指導教室につきましては、8名程度が入ることを想定していますので、1つの指導教室については、普通学級の教室よりも若干小さくなると思うのですが、この図を作る時に想定していたのは、普通教室の半教室分くらいが目安としては考えておまして、それが適切かどうかというところは、今後、具体的に検討が必要だと思っています。

会長 はい。よろしいでしょうか。その他この部分に関してはいかがでしょうか。

委員 特別支援教室について、どういう認識を持っていただいているか少し疑問なのですが、というのは、府中三小が昨年度モデル実施をしていて、三小はもともと通級指導学級があったので、特別支援教室の拠点校ということになって、今、矢崎小・一小・五小に特別支援教室を設けてもらって、教員が巡回している形になっています。そうすると特別支援教室と一概にここで言っていますが、拠点と巡回校との造りが違ってくるはずなので、これから先、考えていただけるのかなと思っていることが一つあります。もう一つは、難聴不適合のことですが、これについても今後考えていく予定なのかということの確認をさせていただきたいのと、現在の特別支援教室の拠点・巡回校の割り振り、知的固定学級の配置されている地域性、中学校の配置、そういったことを今後どのようにお考えいただいているのかなということ、今考えていることがあれば教えていただければと思います。

事務局 まず、学校施設部門としての見解と特別支援部門からの見解と分けて、答弁させていただきたいと思います。

まず、学校施設部門としての見解として、特別支援教室については、現状では新しく学校を改築するには当然そこは考えていかなければならないですけれども、今既存の学校でも

どうするか問題になっておりまして、ここについては特別支援教育を所管している部署と更なる連携が必要だという認識をしております。また、言語や難聴の関係も実は現状として深刻でして、その対応についても追われているところです。ここについても、協力し合っただのように改修していくのかをかなりやっております、障害者差別解消法が施行されてから、より一層そこがクローズアップされて学校施設をより充実させなければいけないという動きになっておりますので、今後しっかり連携をしてやっていきたいというふうに考えております。あとは、拠点校の学校については、職員室の問題等がありましたので、三小については対応させていただいたのですけれど、こういった予算化をするのかバタバタしております、予算化についての整理など、事務局側の体制としてもしっかりやっていかなければいけないというふうに認識しているところです。

事務局 まず拠点校についてですけれど、特別支援教室の指導スペース、東京都の計画に沿っていきますと、大体、半教室から1教室となっており、実際の指導としては、オープンスペース等々の広いスペースが必要となってきていますが、指導に関するスペースについては、拠点校と巡回校と変わらないと考えているところです。大きく拠点校と巡回校と違うところは、教員が配置されているかどうかですので、教員の執務場所というところは考えていかなければいけないかなと思っています。実際、三小のモデルのところでも、モデルを実施した後、利用する子供たちというのは比較的増えておりまして、その分教員も増えている状況となっておりますので、そういった拠点校の教員のスペースを今後考えていかなければいけないかなと思っております。それから通級の難聴言語につきまして、現在、設置している学校が2校と少ないですので、設置する学校の配置を考えていかないと、設置されている学校では学級数に対応して、部屋が沢山必要となってきている状況ですので、今回この考え方でいきますと、学校の中にあるとどういうスペースに持っていくか考えていくところにつきましては、現行とあまり変わらないような形のつくりになっていくのかなと考えているところです。配置とはまた別で考えていかなければいけないかなと思っております。中学校の特別支援教室につきましては、小学校とは違う配慮が必要となってくるかなと思っておりますが、次年度にモデル実施をするに当たりまして、今年度から中学校の特別支援教室の設置プロジェクトチームが立ち上がる場所ですので、その中でハード面、ソフト面について検討していきたいと考えております。

事務局 先ほど校務センターでお話をさせていただいたのですけれど、三小では、実際職員室の中には入りませんので、別途職員室が新たに設けられているのですが、新しい学校については、そこをしっかりと一つの校務センターの中でまとめていきたいというところがございます。

委員 参考までに、昨年度モデル実施をして、平成30年度になったら子供の数が1.5

倍になりました。そうすると職員数も1.5倍なんです。そうすると、今回は学校施設課の方で考えていただいて、職員室のパーテーションを全部取っ払って職員室を広げてもらったのですが、もともと拠点というか通級があったので、その職員室を広げてもらいました。今度校務センターに入るとなるとその事を拠点では考えていかなければいけないし、それから教員が巡回した時にその学校の職員室に入ることも考えていかなければいけないので、そういったところもこれからスペースを考えていくのだろうと思います。

会長 今ご指摘があったように拠点校、巡回校の関係で運用がなされるということですので、一つは校務センターの中でのどういうふうなスペースを配分したり、使えるかということを考えなければいけないでしょうし、今回議論をしている特別支援教室の指導教室周りをどうするかということですね。さらにいうと、改築後はこういう学級がすべての学校に配置されるということになると、このゾーンとその他の教室ゾーンとの関係がどうなってくるかということですよ。おそらく性質上、開けっぴろげに繋がっていてということはないでしょうけれども、それはそうは言いながらも、しっかり学校の一部としてうまく位置付くような計画を考えていかないといけないということですので、改築に際して、きちんと計画できるという機会を捉えて、どういうことをするのかというのは方針に沿って考えていただくのが重要かなと思います。

委員 今、言語や聴覚障害の話が出たのですが、目の悪い視覚障害のお子さんはどういう扱いになるのですか。

事務局 現在、府中市にないものと、視覚の通級や情緒の固定級はございませんので、ないものについて想定はしていない状態なのですけれども、将来的にあるのだとすれば考えていかなければいけないとは思っております。

事務局 今事務局が答えましたものにつきましては、今後、特別支援教育に関しての方向性が出された場合に、この計画の改訂時に盛り込んでいくという形を取っていきたいと考えています。

会長 ありがとうございます。それでは、特別支援関係諸室に関してはよろしいでしょうか。特になければ最後に共用部について、廊下やエントランス周りについて何かご意見等あればいただければ思うのですがいかがでしょうか。

特に、資料の中でも効率性を重視する視点と、ゆとり・開放性を重視する視点の中でどう折り合っていくのかということが定義されていますが、これらについてのご意見やご質問があればいただければと思います。いかがでしょうか。

特に資料の中でいうとシート15から17あたりに具体的な写真や事例も示していた

いていますので、感想やご意見とかでも良いですので、こういうところが変わるだけでも、だいぶ学校の印象というのは変わってくるだろうと思われしますので、何かご意見やご感想があれば、ご質問でも結構です。

委員 シート15で廊下の面積割合は大きいので両側配置を効率性で謳われていますけれど、両側配置にするということは校舎の配置にもよりますが、南側に向いている教室と北側に向いている教室で正反対の方向になり、最初の時の議論のところであるべく普通教室は南側という話があったように記憶しているのですけれど、どちらを優先するのかというのが基本的な方針の中で整備された方が良いのかなと思いました。

会長 おそらくこれが実際にそうかわかりませんが、一般的に学校の建築の場合、東南面に普通教室をおいて、両側配置になる場合は北側の反対側に特別教室だったり、廊下やトイレ、特別教室などのものが配置されるケースが多いので、両側に普通教室がくるというのはあまりないのかなと思いますけれど、よろしいでしょうかそれで。

事務局 はい。今会長が仰っていただいたように、想定をしておりますが、一つ課題として、北側に配置する場合には、温度の調整関係を十分考慮してもらいたいというご意見を、これまでに委員からもいただいておりますので、そこは十分配慮した中で配置していくことが重要と考えています。

会長 他いかがでしょうか。

委員 資料シート15の左上のところに建築基準法の記載がありまして、それを見ると、廊下についての幅が規定されていて、両側に建物がある場合には2.3メートル、それ以外1.8メートル。片側、南側だけに教室がある場合には1.8メートルが建築基準法の廊下の広さとなっているのですが、実際に中学校の廊下で見ると、片側の建物は濃い茶色の部分ですが基準の1.8に対して、2.5メートルということで余裕があるようになっています。その辺の考え方があれば説明してほしいと思います。

会長 これもあらかじめ補足させていただくと、建築基準法というのは建築物の最低限の基準を決めているものですので、それを守っていれば法的にはOKなのですが、それとは別にその建物の性格や使い方に照らして適切な寸法があると思うので、それで今回これを提示していただいております。逆にいうと、全ての共用部の資料に1番で法的基準を満たすということは書いてあるのですが、法的基準、適正基準を満たすという、当たり前のことが書いてあるというふうな理解でもよろしいのかなと個人的には思っておりますが、それでよろしいですか。何か補足することがあれば、事務局からお願いします。

事務局 今、会長の仰っているとおりになるのですけれど、幅は1.8メートルが最低の基準になっておまして、実際には、例えば災害時に子供たちが一斉に外に出たりということがありますので、そういったものに適した大きさを確保しなければいけないという中で、現在の学校の廊下幅については、2.5メートルから3メートルで、最低基準より大きいのが現状となっております。

委員 それについては分かりました。

階段の上がり高さについては、小学校と中学校で微妙に法律上でも変わってまして、小学校のお子さんには1段あたりの高さは160cm以下、中学校の場合は180cm以上とされていると思うのですが、廊下の幅について、小学校と中学校では同じで良いのか。それとも小学校は広い方が良いのかという、その辺の考え方というのは何かありますか。

事務局 参考程度にしかないかもしれませんが、建築関係の資料では、人間の体の寸法でいくと、人間の体は縦に、よりサイズが変わってきまして、横幅は小学校と、中学校でもそんなに大きく変わっておりませんので、建築基準法上で蹴上の高さが変わっておりますが、これは体の大きさが縦に大きくなっていくということで変わっているんだろうと推測しています。

会長 若干補足というか、少し時間がありますので議論をするために補足させていただくのですが、おそらく、今回は廊下や階段とかもそうですけれど、主たる用途は移動する空間なので、移動が安全に快適にできれば良い、最低限のものは確保できていれば効率的なわけです。他方で、子供たちが「主体的・対話的で深い学び」をする学習環境を作る、アクティブ・ラーニングの議論が出てくると、普通教室の中で学ぶこともあるでしょうし、教室の外で学ぶこともある。授業時間内で学ぶこともあるかもしれないし、授業時間外、例えば休憩時間だったり、あるいは授業が始まる少し前や、放課後のところで学ぶこともあるのかもしれない。その時に教室外の、今、議論している共用部の空間が全く関係ないので、効率的に最低限とれば良いのか、もしかしたら、そういうところも、例えば違う学年の児童生徒達が交流する、話し合ったり、あるいは上の学年の子が下の学年の子に教えてあげたり助けてあげたり、そういうことを通じて学んだり成長する場面があったりするのであれば、そのための機能として、共用部をどう考えるのかということも考えておく必要があると思います。ここの写真を見て思うのは、例えばここは廊下であるのだけれど、学びの成果を展示する場所だったりする。あるいは廊下であったりするかもしれないけれど、手を洗う空間で上の学年の子が下の学年の子に何か教えてあげる空間になるかもしれない。あるいは廊下だけれど、ちょっと座れて簡単な調べ物をしたり、読み聞かせをしたりができる空間があると他の機能が加わるので、必ずしも最低限の効率だけを求めるのではないのかもしれない。ただ空

間を広げれば良いということではなく、何をするのかを考えて、単に面積を与えるのではなく、そのレイアウトや室内の工夫をしていきたいと思いますということになっていくのだと思うので、私個人としては少しそういうことを意識して、せっかく改築をして新しい教育や学習に照らしていくので、教室自体はすごくしっかり作るということだけでも、周りの空間はもう少し柔軟に考えていくという考え方があっても良いのかなと思っていますが、委員の方々から何かご意見等あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 事務局に聞きたいのですが、最初の効率性というのは何を意味しているのですか。ここに書いてあるのは開放性が必要か、メンテナンスを考えるとデメリットが大きいと書いておりますけれども、広さや空間の大きさの効率化なのでしょうか。

事務局 この効率性というのは面積的なところもありますし、清掃のしやすさ、メンテナンス性を含めた効率性と捉えております。

委員 先ほど会長が仰ったように、動線が重要だと思います。動線がどうあって効率的に動かすかっていう。例えば、縦動線で動くものであれば、横動線の廊下は広くてそこをオープンスペースに使うという構想もできるわけで、そもそもこの効率化を考える時には、子供たちの動線、教職員の動線、地域保護者の方の動線を考えた上で、廊下の広さを変えても良いのではと思います。一律に何メートルとしなくても、そういう形で考えていくのが良いのかなと思います。というのは、以前はオープンスクール構想があって、文科省から補助金がもの凄く出た時があったわけです。オープンスクールを作って、廊下の仕切りをなしにするという時に、校舎の造りにおいて、学年がどん詰まりになって、そのところでみんなが学習できるようにというオープンスペースを造ったりしていたので、あの発想を活かして、動線を考えた上で廊下の広さ、共用部の広さを考えていったらいかがでしょうか。

会長 今の話だと、廊下が同じ寸法を持ったものでなくても良いのかもしれないですね。そこで行われる活動によって、少し幅の中で色々なものが出てきたりしても良いのかもしれないので、この辺はあまり過度に合理的・機能的に考えずに、こういう新しい学び、新しい学校の使われ方に対応していきましょうということ、しっかり書いておくことが大事なのかもしれませんね。その他いかがでしょうか。

委員 一般的なことなのですが、確認の意味でお伺いしたいのですが、資料シート16のエントランスの昇降口・階段・玄関における検討で、校舎の配置方針の中で地域開放ゾーンがあるのですが、ここを利用させていただくために、玄関からエントランスを通して利用するとかいうことがあるとすると、スロープやそういうものは、建築段階で常設されたものが用意されているのでしょうか。今現状の校舎みたいにスロープの板のようなのを

持ってきて利用するのですか。

会長 おそらく、バリアフリーに関してはきちんと対応がなされるのが前提だと思います。

委員 セキュリティとの兼ね合いもあるので。

会長 何か事務局の方で補足されることはありますか。

事務局 現在は都の条例等もありますので、その辺は、誰でも使いやすいように、写真にあるような段差のない学校にしたり、足が悪い方が円滑に移動できるような学校作りというのは、必ずしていくということで対応したいと思っております。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 シート17の1のところの、使いたくなるトイレについてですが、すごくきれいで良いですけど、ここにこんなに広さをとれるのか。トイレに使いたくなるつくりにしなくても、せめて今より使いやすければ、「汚い・臭い・暗い・怖い」というのが除ければ良いというぐらいで、良いのではないのかなと思っています。ユニバーサルデザインのトイレは必要だと思いますが、どこまでかという。使いたくなるって、どういう意味だろうと思ってしまいます。使いたくなって、そこが居場所になっても困るなと思いました。トイレはトイレなので、最低限、掃除がしやすく、清潔であれば良いというふうに考えて、ここにそんなにお金をかけなくても良いかなと思ってしまいました。意見です。

会長 これはご意見ということですか。その他はいかがでしょう。

委員 廊下、エントランスの共用部分で先ほどから出ている効率性と、ゆとり・開放性の部分でいった時に、多分市内の小中学校ではゆとりのスペースはすごく難しいのかなと思います。写真に出ているようなシート16の杉並区の和泉学園だったり、長岡市の東中学校のようなスペースの作り方は、ゆとりの部分、スペース的には建築的にいうと遊びの空間で良いとは思いますが、先ほど委員が言われたトイレの部分もそうだと思うのですが、公共施設とかで行った時のオープンな部分で開放性がすごくあって良いのかなと思うのですが、市内の小中学校で現実的に不可能だと思います。普通教室が並んでいるところに一区間オープンスペースで取っておくと、児童数が急激に増えた時に、廊下だけにパーティションを組めば、普通教室にできるような形のゆとりは作れるかもしれないですが、グランドピアノを置いたりするスペースは現実的ではないと思うので、何かその部分で児童数が減って

いる部分では可能かもしれないですが、そういう形での対応だと思うので、長岡の中学校だと、三中と同じ状況でメンテが大変な部分になってくると思うので、現実的に可能な写真を資料に入れていただくと良いのかなと思います。多分、私の記憶だと二小もそんな形で各階に1教室分のオープンスペースがあって学級数が増えたので、廊下側にパーテーションをつけて教室に対応ができたと思うので、そういう、今まで対応してきたもので上手くいってきたよという部分を資料に反映していただくと、私達もそうだねと賛同できると思うので、先ほどのトイレではないですけど、カラフルで良いかなと思いますし、余裕なスペースがある場合はこれで良いですけど、市内の小中学校では現実的ではないと思うので、カラフルにするのは既存のトイレのスペースでも間仕切りの扉だったりあの辺でカラフルにしていれば、どうにでもかっこよくはできると思いますので、そのような形で資料の写真も入れていただくと良いかなと思います。

会長 ご意見ということで。はい、委員。

委員 エントランスのところで、括弧の中に昇降口・階段と玄関と書いてあるのですが、エレベーターの設置基準というのは都条例ではどのようになっていますでしょうか。中学校で、車椅子の子供たちが、府中の体育館が地下だからすごく苦労していて、卒業式の時に「よく頑張ったな、三年間」と思っていました。その辺の基準がどうなっているのか教えてください。

事務局 エレベーターにつきましては、基本的に全て設置するという話となっておりますので、新しく改築される校舎につきましては、改築時には全て設置されるということになっております。

会長 ということでよろしいでしょうか。先ほど議論となった開放性に係る部分は、おそらく個別の学校の校地面積や条件によって左右されるとこなので、全てでやれば良いということではないと思うのですが、他方で、最低でも3階建てぐらいになるんですね。縦に繋がっている空間を作るのか作らないのか。作るのであれば作ることによって、そういう学年が違うところでの活動がお互いに見る見られるみたいなことになることをどう使うのか、というのは少し意識をしていくことも大事かもしれないと思いました。

委員 共用部のシート13、中学校の共用部についてですが、三中は見させていただいたので、何となくイメージがついていますが、三中と二中と五中と比較すると、諸室計が約5,000平米くらいあった中で、階段の面積が三中と五中がほぼ同じくらいの400平米くらい取っているのですが、二中だけが飛びぬけて小さくて32平米となっています。ここは建物上こうだからというのがあれば、参考に教えていただきたいのですが。逆にこれだけ差

が出るのであれば、効率的な配置が将来の学校作りに活きるのではないかなという気がしますけどいかがでしょうか。

事務局 三中と五中の階段が広いというのにつきましては、新築の学校でして、新しい学校は階段が大きくなる傾向にあるということになります。基本的に三中は特に分かりやすいのですが、階段が広く多くとられている傾向にあると言えますが、五中も新築しておりますので、この2校については新しい学校という捉え方をしています。二中については、この会で答えられるようでしたら答えますが、答えられないようでしたら次回の宿題とさせていただきます。

委員 私としては、これだけの具体的な学校があるわけですから、それでこの数字を評価した場合に、本来どうあるべきかというのを良く考えて設計をしていただければ良いという意味で、意見しました。

会長 今の点についてはご確認いただいて、適切なタイミングで回答いただくということでもよろしく願いいたします。

それでは、議題3について、他にもしなければここまでにして、次に移らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。では議題3は以上とします。

次に、議題4に移らせていただきますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします

恐れ入りますが、資料3-1「特別教室の整備方針及び校舎内の配置方針（案）について」をご覧ください。

ここでは、特別教室の整備方針と校舎内の配置方針（案）の2つのテーマについて、委員の皆さんのご意見を頂戴したいと考えています。

この2つのテーマについては、特別教室の一部を地域開放や避難所として開放する場合、校舎内のゾーニングに関係してくることから、議題4の中で、合わせて議論をしていきたいと考えています。

それでは、資料1枚目の下段、シート2をご覧ください。

特別教室の考え方といたしまして、前回の協議会でお示しした特別教室の共通の考え方を、改めて掲載しております。

前回からの変更点については、2番の「地域コミュニティの拠点となる学校」について、前回の審議した結果を受け、「避難所開放」と「学校開放」の両方の活用が見込まれる諸室として、特別教室では家庭科室を、優先的に1階に配置し、利便性の向上とゾーニングの実現に努めることとしております。なお、その他の諸室では、和室、多目的ルーム、会議室についても同様としております。

また、他の特別教室の開放については、学校ごとの基本構想の際に、学校関係者や地域の声を確認しながら決定していくこととしています。

一旦、資料20（改訂版）をご覧ください。

2ページ目をお開きいただきまして、左側の区分で赤く塗りつぶした特別教室の整備方針について、各諸室の主な内容をご説明いたします。

はじめに、理科室でございますが、つくりについては、「薬品や教材が多いことから、収納力を確保する」。また、「耐薬品性のある材質のものを使用するなど衛生管理に適した作りとすること」としております。

音楽室については、つくりについては、「防音機能を備えること」としております。

家庭科室については、つくりについては、「調理機能と裁縫機能を確保する」。また、「備品の使い勝手に配慮することとして、足元に余裕がある机や車いすでも利用できる机を設置すること」を記載しております。また、「食品を扱うことから、ホワイトボードを設置するなど、衛生管理に配慮した作りとすること」としております。

配置については、「教育機能の利便性や学校開放・避難所開放を想定し、多目的ルームと隣接させる。また、1階に優先的に配置すること」としております。

次に、メディアセンターでございますが、これは従来のコンピュータ室と図書室を一体化したもので、先進市の学校では、調べもの学習など、自らが主体的に学ぶことができる場として、メディアセンターを設置しており、本市でも、子どもたちが主体的・対話的で深い学びができるよう、このメディアセンターを整備していきたいと考えています。

配置については、「普通教室から利用のしやすい場所に配置したい」と考えています。

次に、下に3つ飛びまして、教育相談室については、つくりについては、「鍵付きの収納棚を設置する」。個別相談ができるよう、パーテーション等を設置すること」としてあります。また、配置については、「保健室の隣に設置するなど、心と身体のケアを一連で捉えた配置計画を検討する」こととしています。

次に、進路資料・指導室では、つくりについては、「個別相談や模擬面接ができるよう、パーテーション等を設置すること」としてあります。

次に、視聴覚室と生活科室は、多目的ルームに集約化することとしてあります。

それでは、資料31にお戻りいただきまして、

シート3「各諸室の開放の考え方」をご覧ください。

こちらの表は、これまで各諸室の整備方針として、資料20の中で、「諸室のつくり」と「配置」について、議論を行ってまいりましたが、これらの諸室を、府中市として、校舎内に最低限必要となる諸室とした上で、これまでの配置に関する議論を踏まえ、1階に配置する部屋、2階以上に配置する部屋として、整理を行ったものです。

一旦、資料下段、シート4をご覧ください。

こちらの配置図は、シート3の諸室を各階に配置するにあたり、校舎がどの程度の大き

さ必要となるのか、また、各階にどの程度、配置できるのかを検証するため、あくまで参考程度にはなりますが、各部屋の配置に関するこれまでのご意見等を踏まえ、中学校18学級をモデルとして、各階に各諸室を配置したものとなります。

この校舎内の配置図に落とし込んだものを整理したのが、シート3の表となります。

シート3にお戻りいただきまして、表の見方になりますが、左側に階数、その隣が諸室名、その隣の2つが「地域開放時」、「災害時」にそれぞれ地域に開放するか、しないかを示しており、地域の方々に開放する部屋については、それぞれに塗りつぶしを行い、地域の方々に開放せず、学校が使用する部屋は、空欄としています。

なお、この場合の災害時については、発災後に学校運営が再開された時期を想定したものとしています。

また、塗りつぶしの色分けについては、シート4と連動しており、シート4の右上に色分けの凡例を表示しておりまして、緑が地域開放時と災害時の両方で開放する諸室、青が地域開放時に開放する諸室、ピンクが災害時に開放する諸室としております。

はじめに、1階に配置する部屋については、これまでの協議会でのご意見を踏まえ、配置する諸室を設定しております。

から までは、地域開放時・災害時の両方で地域の方々に開放する諸室で、子どもたちのセキュリティを確保するため、地域開放エリアとして、ゾーニングがしやすいよう、1階に配置しています。

から までが、学校運営上、1階に配置した方が望ましいとした諸室となり、 と は、災害時の避難所の運営時に、地域の方々も使用することが想定される諸室としております。

はPTA活動で使用する部屋となりますので、学校管理者が把握しやすい配置として、1階に配置しております。

次に、2階以上となりますが、 、⑳の普通教室と㉑、㉒の学習室は、地域開放や災害時での、子どもたちの安全面を考慮し、2階以上に配置しております。

、 、㉓から㉕は特別教室となりまして、先ほどの説明では、各学校の基本構想の作成時に地域開放の必要性を検討することとしておりますが、シート4の配置図上では、1階に優先的に配置する部屋から順番に配置した結果、2階以上に配置することとなっております。

また、メディアセンターと㉖理科室は、パソコンや薬品等が設置又は保管されていることから、現段階では地域開放しない部屋として、空欄としております。

次に、シート4をご覧ください。

シート3で説明したとおり、各階へ各諸室を配置しておりますが、各フロアで、地域の方々へ開放する可能性がある部屋を、赤枠で囲んでおります。

この赤枠の地域開放ゾーンと、赤枠外のセキュリティゾーンとに区分けすることが必要となります。

あくまで、この配置図上の考え方になりますが、1階では、吹き出しのとおり、セキュリティゾーンの区分ができる配置となっております。

しかし、2階と3階においては、日当たり等に配慮し、南側に普通教室を配置していき、北側に特別教室を配置すると、地域開放ゾーンとセキュリティゾーンの区分が難しいような状況となっております。

このことから、シート4の下段のピンクの囲みに記載のとおり、対応策としては、1階の地域開放ゾーンに入る範囲で地域開放を行う。また、として、地域開放する諸室を別棟S造で建築するなどの対応を検討することも必要になるのではないかと考えています。

この点について、委員の皆さんからご意見を頂戴できればと思っています。

会長 ありがとうございます。ただ今事務局から、特別教室の整備方針と校舎内の配置方針について、ご説明いただきました。これらに関してご質問やご意見をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 メディアセンターなのですが、コンピューターと図書室ということですが、文化センターの兼ね合いで図書館化にするという考えはなくしたということですか。

事務局 図書館化というのは、視察をされた立川の事例も踏まえて、文化センターにある図書館を複合化するという観点を含めた話かと思いますが、今のところ地域図書館の状況、利用者のセキュリティの問題上いくつかハードルがあるというふうに考えておりますが、全く外したわけではございません。あくまでも地域図書館との連携は視野に入っております。ここでメディアセンターと書いているところは、基本的には子供たち、児童・生徒の多様な学びに対応するためのメディアセンターでありまして、コンピューター室と書いてありますが、ICTが機能していれば、本を読む場所と、みんなが色々書いて打合せするようなプロジェクターが隣接するような部屋が入ったりとか、このメディアセンターについてはかなりぼやっとしたようなイメージで作っているところです。今、委員が言った地域図書館の連携については、図書館と連携を図っているところです。今のところ事務局の感触としては、文化センターの図書館の機能を集約するというところまで、なかなか話が行かない状況がありますので、返却機能とか、巡回で子供たちがリクエストカードを出した場合に、その学校図書館で見れる機能を追加又は強化していくのか、その辺のところは十分議論の余地があると考えています。

委員 分かりました。もう一つ、保健室というのは災害時に必要になるということは考えていませんか。

事務局 現状の保健室につきましては、災害の度合いによって非常に難しい部屋の一つであるというふうに考えておりました、あくまでも、発災時も児童・生徒の保健室と捉えておりました、その避難所に改めて避難者が救護を受ける部屋のエリアを設けるというところで、学校の保健室については今のところ開放せずに児童・生徒を中心とした保健室であると考えています。しかし、そんなことを言っていられない状況も想定しなければいけないのですが、あくまでも現状では、分けて考えてさせていただいています。

委員 分かりました。ありがとうございました。

会長 よろしいでしょうか。前段のメディアセンターの件ですが、基本的にはコンピューター室機能と、図書室機能を分けて考えるのではなくて、それぞれ違うので、メディアセンターの中での設えがあるとしても、できるだけ包括的に捉えて考えていく方針で考えるということでしょうか。では、そういう前提でということになります。他いかがでしょうか。

委員 教えていただきたいのですが、地域開放ゾーンの管理について、夜間・土日の管理はどのようにお考えになっているのでしょうか。入口はあるのだけれど、管理人室というのではないので、どうなのかなとお尋ねしたいと思います。

事務局 こちらの区画については、これだけだと非常に分かりにくいのですが、完全に仕切って、一般的に児童・生徒、教職員の方々が利用する入口とは別に、違う入口を作らなければいけないというふうに考えております。この資料では非常に分かりにくいのですが、この図面からすると左側が入口になっていて、右側の廊下の部分には完全に扉が閉まって、全く行き来ができない状況を作り上げる。それに加えて、機械警備などを組み合わせ、セキュリティを担保しなければいけないと思っております。これはあくまでも事務局側の一つの表現の仕方で、一つの校舎の中に区分けしていますが、場合によっては、大胆に一般開放するために、特別教室を別棟建てにして区分けするとか、そういったことも模索しながら、セキュリティをしっかり確保した上で開放していくところを、今考えているところでございます。

委員 それはやりようがあるので良いのです。夜間と土日に、誰が管理をするのですかということですか。

事務局 基本的には夜間・土日については、今は学校の先生が管理していただいているのですが、学校の先生の対応をなくして一般開放できるよう、考えていかなければならないというふうに考えています。

委員 ありがとうございます。

委員 理科室の区画についてお伺いしたいのですが、A3の各部屋の整備方針の一番上に理科室があります。収納力を確保するということの表現の中には、実験で使うような薬品の管理も含めるということなのでしょうか。薬品の管理については、例えば理科室の中に収納する、管理するロッカーがあるのか、あるいは教材室や倉庫なりに教員が取りに行くのか。あるいは、実験の前に薬品を揃えて準備するスペースがあるのか。簡単な実験でも有毒なガスが発生するとか、うっかりしてミスとかもあると思いますし。生徒がやることなので教員が一人で責任を被る場合もある。そういう事故に対する対応も含めて、管理がいかなるものかという。それと、例えば有毒なガスとか、理科室の構造上の問題ですけど通常の教室よりは換気が行き届くような構造になっているとか、あるいは耐火性の素材を使った部屋の構造になっているとか、この辺についての配慮がされているのかということをお尋ねしたい。

会長 私も聞こうかと思っていたのですが、委員からご質問のあった理科室・音楽室・図工室とか、準備室や器具庫みたいな機能が付帯されるような部屋の場合どうするのかということと、今回、校務センター機能となるので、特別教室付きの教員は居場所がどうなって、どういう管理イメージなのか分かれば、一緒に教えていただけますでしょうか。

事務局 まず、先に会長から今ご質問いただいた部分につきましては、今回、特別教室準備室がありまして、そこに教材が閉まってあったり、先生が学習の準備をする場所があるのですが、この整備方針につきましては、そういったものを記載しておりませんが、従来と同じような形で、準備室という機能については引き続き設けていきたいと思っています。次に、理科室に収納力を確保すると記載をしている件についてですが、こちらについては、ここで子供たちが実験に使う薬品等を手にとってしまう危険性がないよう、しっかり保管をしなければいけないということもありましたので、あえて記載をさせていただいております。また、理科室には細かい実験器具等もありますので、収納を確保することで記載させていただきました。ただし、準備室の機能もありますので、子供に触れさせていけないものについては、実際には準備室機能の活用も含めた検討をしなければいけないのかなと思っています。

会長 よろしいでしょうか。ご不足の点があれば。現場の委員に補足いただければと思います。

委員 理科室に特化していうと、設置の基準があって、有害ガスが出たりするので換気扇の数は他の教室よりはたくさんあります。当然、テーブルも耐火構造となっており、薬品は毒物劇物については、理科準備室の中に薬品庫というのがあり、耐震に耐えられるものでな

ければならないという基準があるので、そういったものが設置されています。準備は、準備室で行い、子供たちには、何番を理科室に持って行っていきなさいということで渡しますので、実際に薬品に触るのは実験する時だけという形になります。

会長 よろしいでしょうか。

委員 資料3 1のシート4ですが、中学校の校舎内の配置方針では、校舎の形だけになりますが、先ほど事務局からの説明では別棟建てということもお話されていたのですが、中学校だったらここに体育館とプールと武道場というものが必ず入ってくると思うので、その部分も埋めてくると、2階・3階の地域開放ゾーンとセキュリティゾーンの区別というもの、もっと具体的に出していけるのかなと思います。その辺を資料に入れ込んでいただくと、事務局側も説明がしやすいでしょうし、私ども委員もこういう形になったらセキュリティが守れて、生徒の安全が担保できるんじゃないですかという意見も出しやすいと思うので、その辺をもう少し具体的に出していただければありがたいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 委員のご意見につきましては、改めて改築の計画内に配置のところをわかりやすく表現して、もう一度再度、皆さんにお示ししたいと考えております。ありがとうございます。

委員 メディアセンターの部分で、コンピュータ室と図書室が一緒に書かれているのですが、そこで思ったのが諸室のレイアウトと関係ないのですが、今後図書のスペース部分で、タブレットが市内の子供に配布されて、図書の電子化だったりという部分もあって、こういうレイアウトに考えられているのかなと勝手に思ったのですが、今のところ特に考えてない形とっていてよろしいですか。

事務局 メディアセンターについては、まだそこまでの考えが基本的にはないのですが、色々なケースの想定はしています。タブレットをどういうふうにするかによってですが、やはり図書の本自体は残しつつとか、そういったものは考え方として教職員の皆さんにも確認を取りながら進めていかなければならない。今具体的な想定はしていませんが、いずれにしても包括的にICT機能と図書機能を合理的に効率的に楽しく使えるような、そういった部屋を作っていきたいと考えております。

委員 今と同じシート4の校舎内配置の考え方ですが、一番下の地域開放について開放する方法として、ゾーンの区画が非常に大事なことでポイントとなると思いますが、地域開放するために諸室を別棟の鉄骨造建てにする案も記載されていますけど、具体的に地域開

放するところを広げるために良い方法だと、私も思います。その場合に、本来使う学校側として、今どんな意見が出ているのか、もしあるのであれば教えていただければと思います。

委員 学校側としては、そうでない方が使いやすいという話が出ています。地域の方々に入っていて、使っていただくのは構わないです。ただ、例えば器具が故障してしまったとか、壊してしまったとか、月曜日に来た時に子供たちの授業に差支えるとか、あると困るかなと思います。しかし、逆に地域の方々であれば、よりきれいにして帰ってくれるのではないかなという期待も持っています。その辺は使い勝手のルールを地域と決めていく必要があると思います。

委員 以前の議論の中で、トイレが地下で遠いというのがあったので、そういう専科の授業を離れたところまで子供たちを行かせるとか、そういうことに対しては抵抗がありますか。

委員 それはないですね。四中がそうですけど、そうでもないです。

会長 他いかがでしょうか。

委員 資料3 1の2階に児童更衣室がありますが、中学校では体育館とかに更衣室があるかと思いますが、どのような理由でしょうか。

会長 この点いかがでしょうか。

事務局 まず、この配置図自体を1階に配置すべき部屋を優先して1階に配置していったということが一つあります。また、学校現場に更衣室に関する件をお伺いした時に、体育の授業が校庭でやる時もあるので、できれば校舎の中で、さらに普通教室に近いところに配置して欲しいという意見をいただいていたので、こちらについては、2階以上に配置している状況です。

委員 更衣室に関してなのですが、小学校ですね。3年生ぐらいから別々にして着替えさせてもらいたいと、保護者からの要望が結構あります。ですので、教室の真ん中に、今はカーテンを着けて見えないようにして着替えさせていますけど、基本的には、更衣室があった方が子供たちは安心できるのかなと思っています。

会長 他いかがでしょうか。

今回校舎内の諸室の配置や動線についての図を作っていておまして、これは中

学校のモデルで1回落とし込んでいただいたので、必ずこうなるわけではないですが、少しイメージを持ってみていただけたらと思うのですが、これを見て既に明らかなのは、1階に配置した方が良い部屋がたくさんあるということですね。これは中学校なので、普通教室が全部2、3階にいつていますけれども、おそらく小学校で1年生の教室から2、3階というのはあまりないと思うので、その辺りも考えて、最終的に方針にどのように落とし込んでいくかは工夫していただかなければとは思いますが、1階に配置したい部屋の方が多いという状況が、必ず生まれるだろうということですね。その中でどのようにしていくかということと、先ほど地域開放を想定する部屋ですとか、災害時に想定する部屋があるので、そういう時に困らないようなゾーニングや管理を含めた動線の設定ですとか、そういったものを方針に書いていただくのが重要であって、模式的な計画図をいれて、過度に「こうしなければならない」といった拘束をしないように、それぞれの敷地の条件と学校の条件によって設計上の工夫をしなければならない、それで解決する部分は出てくると思いますので、最終的な落とし込みは、引き続きご検討いただければと思います。

その他よろしいでしょうか。なければ議題4は以上とさせていただきます。

これで、本日の議題は終了いたしました。それでは、最後に、5「その他」として、事務局から、何かありますか。

事務局 それでは、事務局から今後の協議会の開催予定について、お伝えいたします。

次回の第7回会議の日程等の確認でございますが、前回の会議の際に、6月28日(木)の午後2時からとお伝えいたしましたが、事務局側の都合で大変申し訳ありませんが、午後2時30分に変更させていただければと思っています。場所は、本日と同じ、北庁舎第1会議室で開催いたします。

次に、第8回については、現在、会場確保の調整を行っておりますので、次回会議の際にお伝えいたしますが、現段階では、8月10日(金)午後2時30分からと設定させていただければと思います。

また、第9回についても、9月11日(火)か12日(水)のいずれかで開催したいと考えています。これについては会議室の都合等も見させていただいた中で、改めて設定させていただきたいと思います。以上でございます。

会長 事務局から今説明のあった「その他」について、ご意見やご質問はありますか。他にはありませんか。

それではないようですので、これで本日の第6回府中市学校施設老朽化対策推進協議会を終了します。

長時間にわたり、お疲れ様でした。